

滝沢市道路反射鏡設置及び管理基準について

(趣旨)

1 道路反射鏡設置及び管理基準について

道路反射鏡は、安全確認の補助施設であり、その鏡面に写る物には必ず死角が生じるなどの危険性もあることから、交差点通過の原則は、道路反射鏡の有無にかかわらず、最終的には目視による安全確認が必要である。

しかしながら、道路反射鏡のある交差点では、道路反射鏡への過信から、鏡面の写像を見るのみで目視を怠り、一時不停止のまま交差点に進入することなどが原因の事故が発生しており、逆に道路反射鏡が事故を誘発するケースが増えている。そのため、道路反射鏡の設置にあたっては、現地の状況を調査し、必要性についての判断が必要となる。

車両等の通行の安全を図ることを目的とし、より効果的に道路反射鏡の設置及び管理をするため、道路反射鏡の設置及び管理基準を策定する。よって、各自治会及び各地区防犯交通安全協会（以下、「各自治会等」という。）への周知を図り、効果的及び円滑に道路反射鏡の設置及び管理を行う。

(設置手順)

2 道路反射鏡設置手順について

次に掲げる手順とする。

- ① 担当課より、交通安全施設等改善要請書の提出の連絡を受けた各自治会等は、交通安全施設改善要請書（別紙）により道路反射鏡設置要望の提出を行う。
- ② 交通安全施設等改善要望を受けた担当課は、後述する「道路反射鏡設置基準」により現地調査を行い、道路反射鏡設置箇所の選定を行う。
- ③ 道路反射鏡設置箇所を決定し、道路反射鏡設置工事を施行する。
- ④ 担当課は、道路反射鏡設置工事終了後、交通安全施設等改善要請書に対する回答書を作成し、各自治会等及び各地区交通安全部長へ回答する。

(設置基準)

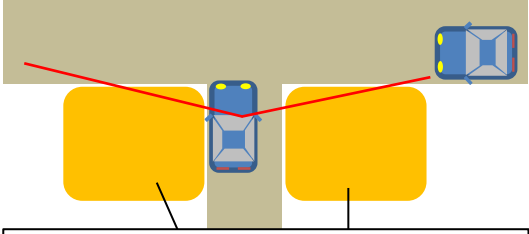
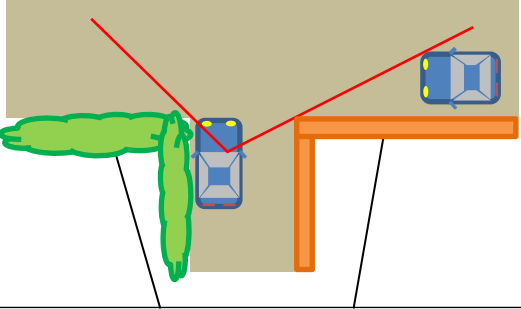
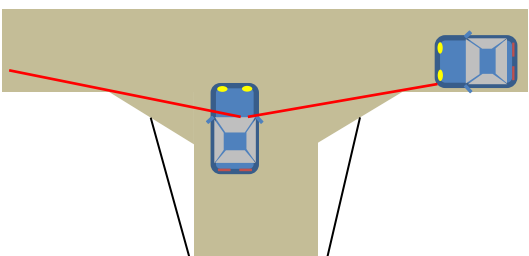
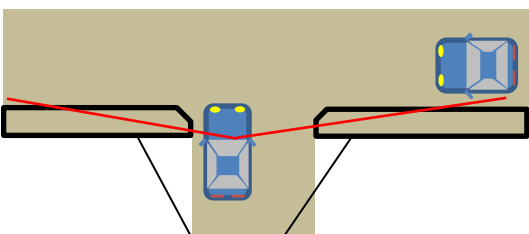
3 道路反射鏡設置基準について

設置は予算の範囲内で行うこととし、次に掲げる基準とする。

- (1) 道路反射鏡の設置対象道路は、滝沢市道及び法定外道路、県道など公道とし、道路構造上見通しが悪く、交差する道路とする。
- (2) 道路反射鏡は、原則道路用地内に設置するものとする。ただし、地形の状況その他やむを得ない理由により困難である場合は、土地所有者の承諾を得た上で民地に設置するものとする。また、設置場所が隣接する土地、建物等の利用や、車両等の通行の妨げとならないよう設置する。

- (3) 利用者や受益者が限定される場所（個人宅や会社など、民地からの出入り）には、市では設置しない。
- (4) 歩道がある、隅切りがなされている、空き地など土地利用形態により目視による確認が可能であると判断される道路には設置しない。
- (5) 交通信号機が設置されている交差点には設置しない。
- (6) 「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点では、道路反射鏡を設置したことにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則設置しない。
- (7) その他道路幅員や交通状況、交通量等を総合的に勘案し設置する。

設置基準例

設置しない例 × 見通しが良いと判断する場合	設置することができる例 ○ 見通しが悪いと判断する場合
 <p data-bbox="260 1086 790 1160">空き地などの土地利用形態により目視による確認が可能</p>	 <p data-bbox="834 1176 1356 1288">民地境界内の塀や垣根などにより目視による確認ができない 官民境界を越えている支障物は是正したうえで判断する</p>
 <p data-bbox="260 1435 790 1507">隅切りがあるため、目視による確認が可能</p>	
 <p data-bbox="260 1758 790 1830">歩道があるため、目視による確認が可能</p>	

※交通事故はあくまでもドライバーの責任であり、安全運転を行うことは義務であるため、事故が起きたという理由だけでは設置はしないものとする。

(管理基準)

4 道路反射鏡管理基準について

次に掲げる基準とする。

- (1) 本基準に基づき担当課が設置する道路反射鏡については、担当課が維持管理を行う。
- (2) 官民境界を越え視界を遮る支障物がある場合には、当該原因支障物を所有するものがこれを是正する。
- (3) 故意または過失により、損傷または滅失させた者があるときは、当該原因者が費用負担し修繕するものとする。
- (4) 民地に設置する道路反射鏡に対し、土地所有者から要望がある場合には、当該道路反射鏡を移設もしくは撤去する。
- (5) 道路環境の変化等により、道路反射鏡が設置基準に該当しないと認められるに至ったときは、当該道路反射鏡を撤去する。

(施行期日)

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。